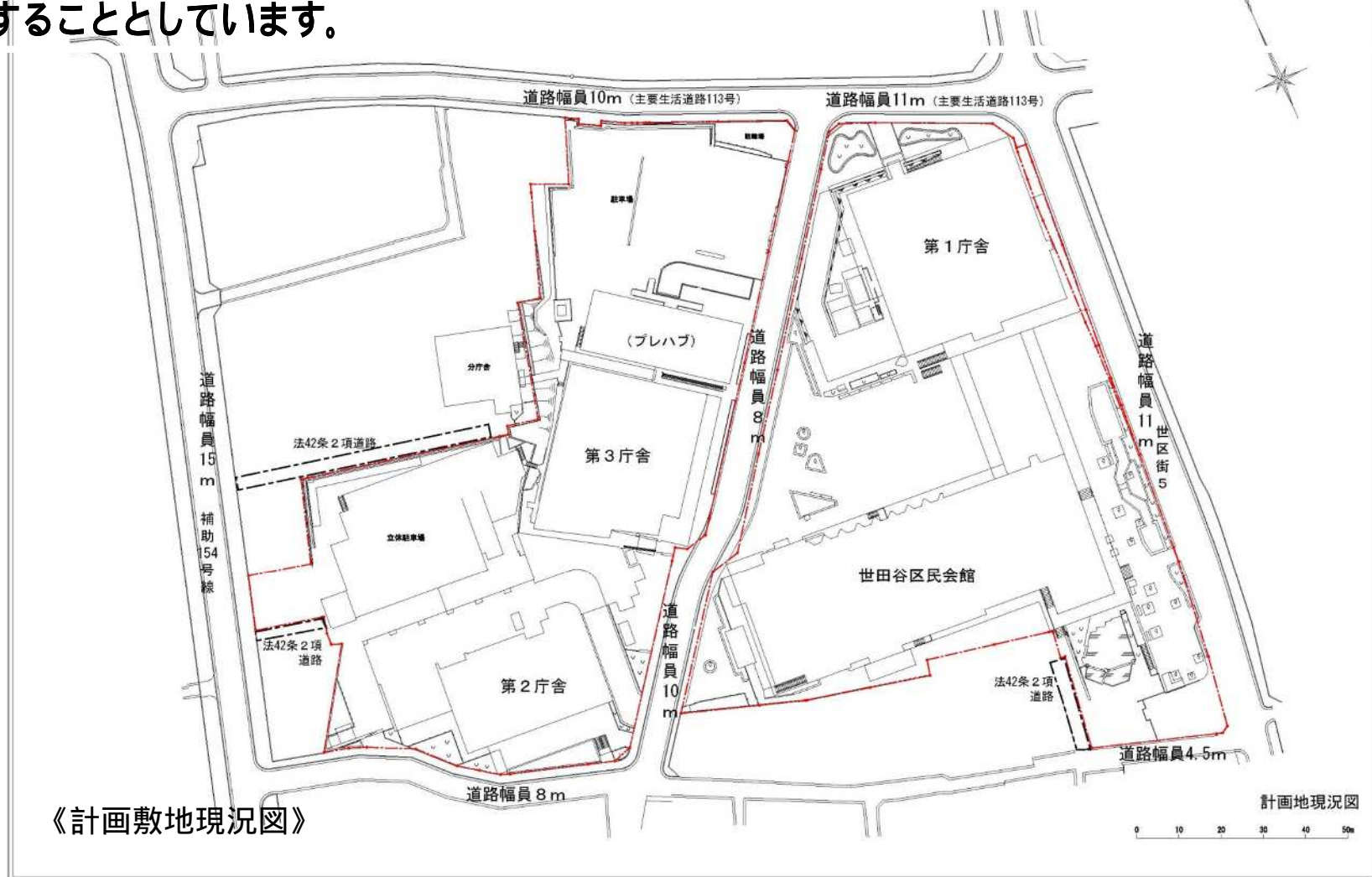


世田谷区本庁舎等整備
基本構想(素案)
区民説明・意見交換会

平成28年9月

本庁舎等の敷地

本庁舎の場所は、移転の可能性について検討してきましたが、用地取得や用途地域等の関係で、現在地以外に望ましい場所を見出すことができなかったため、現在地とすることとしています。



世田谷区役所本庁舎の組織

昭和34年4月1日現在(第1庁舎建設時)

部	-
課	13
係	35

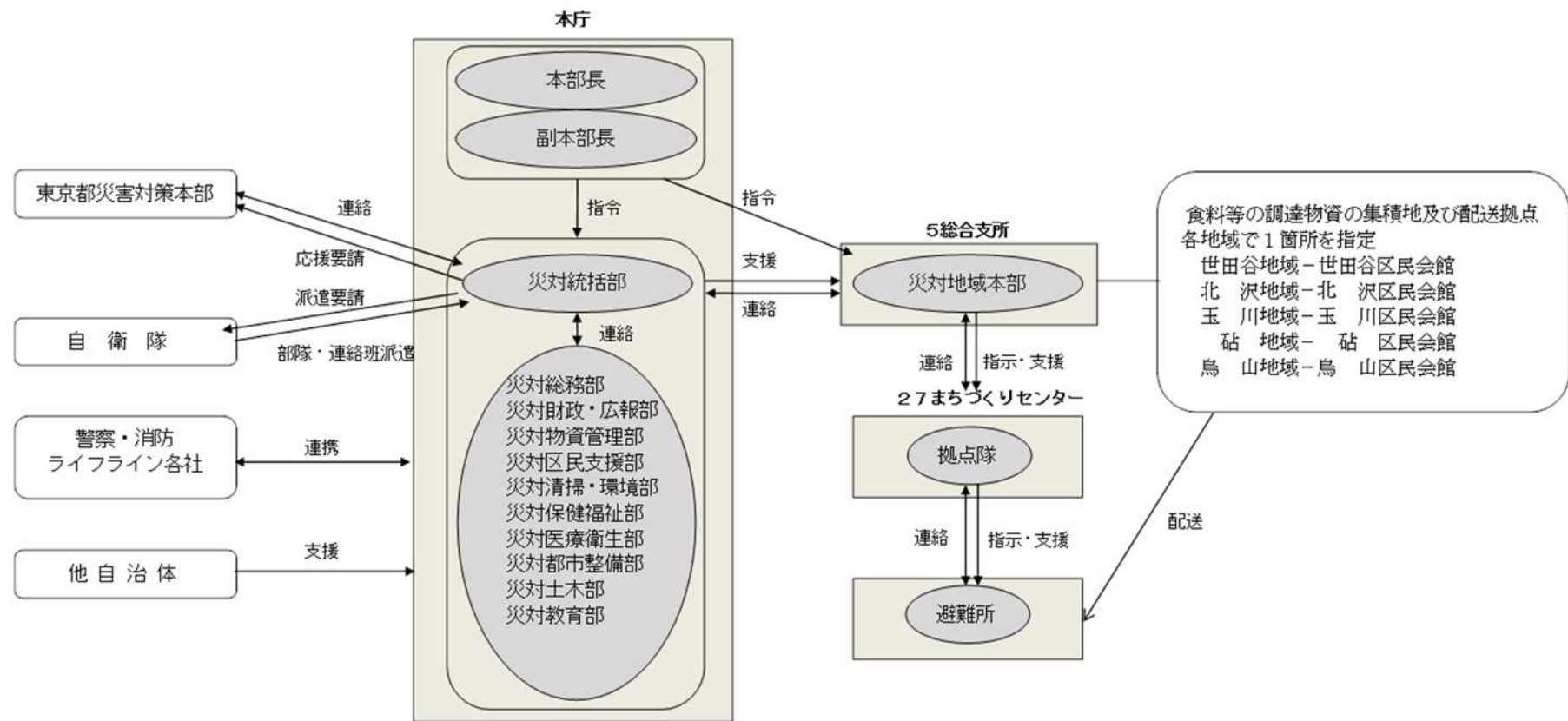


平成28年4月1日現在

部	30
課	94
係	247

災害対策と本庁舎等

災害対策における本庁・支所・まちづくりセンターの関係



現庁舎等の課題と整備の必要性

《 災害対策拠点としての機能強化》

東日本大震災後、第3庁舎を応急整備し、第1庁舎から災害対策本部長室等の移転を行いました。89万区民の災害対策の中核管理機能を果たすには、未だ十分な状態ではありません。また、熊本地震においては、業務不能となった庁舎の事例も見られ、本庁舎の耐震性能の重要性が改めて注目されています。本庁舎のすべてのフロアにおいて、災害直後でも業務継続が可能な庁舎へと機能強化を図る必要があります。



災害対策本部



地下水利用システム

現庁舎等の課題と整備の必要性

《区民サービスの充実、効率的事務執行を実現するスペースの拡充》

庁舎の狭あい化により、窓口や事務スペースが不足するとともに、多くの建物に庁舎機能が分散されているため、事務の非効率化を招き、来庁者や事業者にとって分かりづらく、利用しにくい庁舎となっています。分散した庁舎を集約するとともに、必要最低限のスペースを拡充する必要があります。



事務室の様子



通路にはみ出した窓口カウンターと待合いスペース

【分散化の状況】



現庁舎等の課題と整備の必要性

《施設や設備の環境性能等の機能強化》

第1庁舎が昭和35年、世田谷区民会館が昭和34年に建設され、築50年以上経過しています。そのため、躯体や外装・内装の劣化が進むとともに、省エネルギーやバリアフリー化等への対応を考える必要がある状況です。省エネルギー技術を積極的に導入して環境性能を向上させるとともに、誰もが利用しやすい庁舎とするため、ユニバーサルデザインの実現に向けた機能を強化する必要があります。



階段の途中のトイレ(第1庁舎)



床のクラック(ひび割れ)(第1庁舎)

現庁舎等の課題と整備の必要性

《 区民交流・区民参加の機能を高めるスペースの拡充》

多くの区民活動団体の情報共有、交流の場、区政への参画の場としての機能が本庁舎に求められていますが、区民同士が交流し、区民と区が協働して事業を進めていくためのスペースが不足しています。区民自治の拠点として、区民が交流し、情報を交換、共有でき、区民協働を実現するためのスペースを拡充する必要があります。



ロビーの座席を待合いスペースとして使用
(第1庁舎)



ロビー内の作品展示(第2庁舎)

1.本庁舎整備の背景 ~ 主な検討経緯、基本構想の位置づけ ~

主な検討経緯

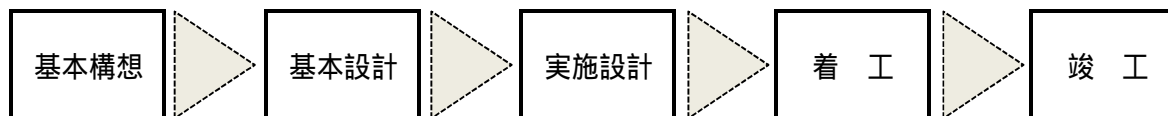
平成16年度から19年度	庁舎整備に関する基礎的な調査研究を実施
平成20年度	本庁舎等整備審議会開催
平成21年度	本庁舎等整備審議会から答申書の提出
平成25年度	「本庁舎等整備方針」策定
平成26年度	「本庁舎等整備基本構想（中間まとめ）」策定
平成27年度	「本庁舎等整備（検討素材）」として論点の整理
平成28年度	本庁舎等整備基本構想検討委員会開催 本庁舎等整備基本構想検討委員会報告書の提出

基本構想の位置づけ

平成28年4月から、区民や学識経験者からなる「世田谷区本庁舎等整備基本構想検討委員会」において、6回にわたり活発な議論をいただき、8月に報告書を提出していただきました。

これまでの検討経緯や検討委員会の報告書を踏まえ、「世田谷区本庁舎等整備基本構想（素案）」をまとめました。

基本構想においては、本庁舎等整備の基本的な考え方、機能、規模や配置など、設計の際の与条件として整理しています。今後、この基本構想に基づき、設計者選定を実施し、事業を進めていきます。



本庁舎等整備の理念

《基本理念1》

地域内分権と住民自治を確立し、「参加と協働・交流」の区政を推進するための拠点としての庁舎

《基本理念2》

みどりに恵まれ、歴史に育まれた空間の広がりの中で環境と調和し、環境性能が高く災害に強い庁舎

《基本理念3》

都内最大の人口を有する身近な基礎自治体として自治権を拡充するとともに、主体的で独自性のある政策展開を支える庁舎

本庁舎整備の基本的方針

個別機能(整備課題)ごとの整備方針

《基本的方針》

【基本的方針1】
区民自治と協働・交流の拠点としての庁舎

【基本的方針2】
区民の安全・安心を支える
防災拠点となる庁舎

【基本的方針3】
すべての人に分かりやすく、
利用しやすい、人にやさしい庁舎

《個別機能(整備課題)》

..... 区政への区民の参加と協働を
推進する機能

..... 区民自治・交流を育んできた
現庁舎等の空間特質の継承

..... 災害対策機能

..... セキュリティ対策

..... 窓口サービス

..... ユニバーサルデザイン

本庁舎整備の基本的方針

個別機能(整備課題)ごとの整備方針

《基本的方針》

【基本的方針4】
機能的・効率的で
柔軟性の高い庁舎

【基本的方針5】
環境と調和し環境負荷の少ない
持続可能な庁舎

《個別機能(整備課題)》

..... 執務環境

..... 議会機能

..... 環境性能

..... 持続可能性

世田谷区民会館の整備方針

《基本的な考え方》

これまでの世田谷区民会館の利用状況を踏まえ、区民自治と協働・交流の拠点となるよう、講演会や式典等のほか、音楽や演劇等のイベントなど、多様な区民活動に対応できるとともに、大規模災害が発生した際には物資の集積場所等としても対応可能な多目的ホールとして整備します。客席については、現在の利用状況を踏まえ、800席から1,000席程度を想定します。



本庁舎等の規模

【本庁舎と区民会館の規模】

機能等		床面積	
行政機能 約48,250m ²	行政機能	約47,300m ²	< 本庁舎規模 > 約53,000m ² (注)
	災害対策機能 [専用]	約950m ²	
議会機能 約3,400m ²	議会機能	約3,400m ²	
区民機能 約4,450m ²	区民交流機能 [専用]	約1,350m ²	
	区民会館(ホール)	約3,100m ²	
合計		約56,100m ²	

(注) 非常勤職員含めた職員一人あたり面積は約18.7m²(23区平均は約23.5m²)

【駐車場・駐輪場等の規模】

駐車場・駐輪場等(地下部分のみ)	約12,500m ²
------------------	-----------------------

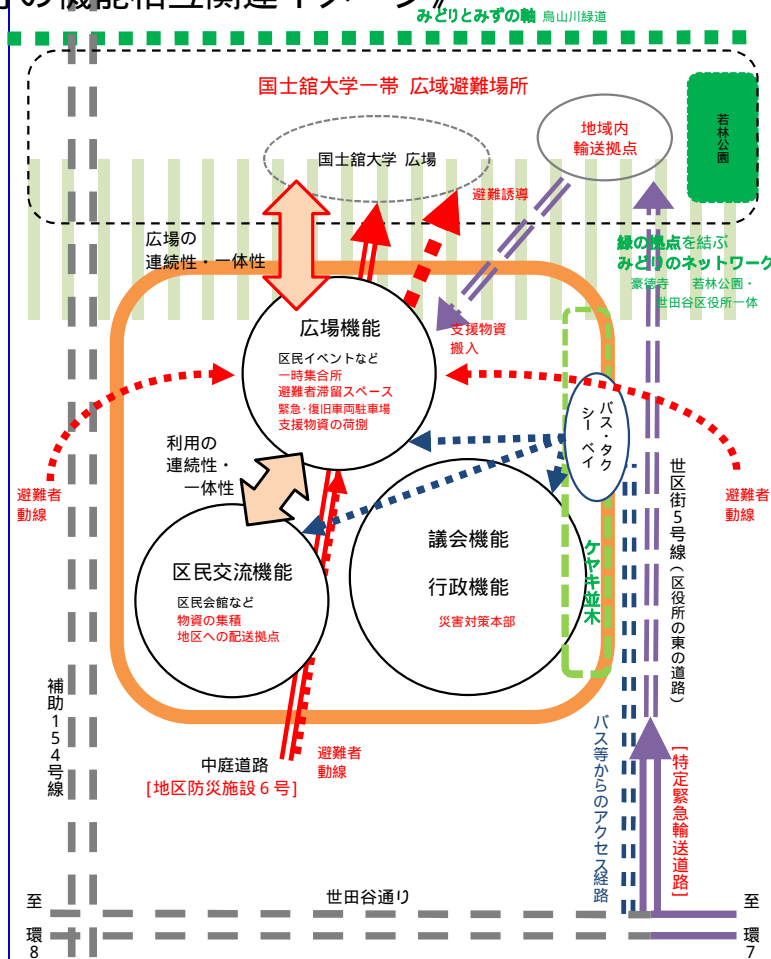
【広場の規模】

広場機能	最低約2,000 ~ 2,400m ²
------	--------------------------------

本庁舎等の配置と構成

行政機能、災害対策機能、区民機能、議会機能の各機能が十分にその機能を発揮するとともに、広場機能を含め、それぞれの機能の関係性を考慮した合理的な配置を基本とします。

《区役所本庁舎等の機能相互関連イメージ》



- 《凡例》
- 赤矢印：災害時の動線
 - 青矢印：平時の動線
 - 紫矢印：災害時の物資の流れ
 - 赤字：災害時の機能
 - 黒字：平時の機能
 - 緑字：みどりのネットワーク

このイメージ図はそれぞれの機能の関係性を示したもので、配置を表すものではありません。

本庁舎等の配置と構成

(1) 建物計画について

- 周辺の建物の高さを踏まえ、周辺環境との調和や圧迫感に配慮した高さや配置とします。
- 地下には駐車場のほか、庁舎機能の一部(機械室、倉庫、会議室等)の配置も見込みます。

(2) 広場・緑地について

- 広場は最低2,000～2,400m²確保し、このうち区民会館に隣接する位置に災害時の物資の搬出入に配慮した1,600m²程度のまとまった広場を確保します。
- 災害時の地域内輸送拠点となる国土館大学の広場等との連続性・一体性、役割分担や連携を見据えます。
- 「世田谷みどり33」の趣旨を踏まえた緑化を行います。また、みどりの配置については、周辺の住環境を考慮するとともに、区役所周辺一帯につながる”みどりのネットワーク”にも配慮します。

本庁舎等の配置と構成

(3) その他の敷地利用等について

- 敷地中央の区道は廃道が困難である場合には、歩行者自転車専用にするなど、東西敷地を一体的に利用できるようにします。
- 現在の路線と同数である降車場1、乗車場3の計4台分のバスベイを東側道路に沿って配置します。また、現在と同数の3台分のタクシー乗り場をバスベイと隣接して配置します。

(4) 建設手順について

- 近隣住民、施設利用者、職員への影響を最小限に抑えるためにも、可能な限り2期工事(5年程度)で終わるよう、民間の技術も活用しながら、工期短縮に向け様々な手法を検討します。
- 災害対策本部は工事期間中も継続して現在の敷地内に設置します。

(5) 現庁舎等の空間特質について

- 50年以上区民に親しまれてきた本庁舎、区民会館、広場等の空間特質をできるだけ継承する計画とします。さらに、本庁舎等の課題を踏まえ、求められる機能、規模の確保と最も合理的な事業計画(コスト削減、工期短縮等)が可能であれば、現庁舎等の活用も考慮します。

事業計画

《事業方式》

設計段階から実践的な施工計画を踏まえた高度な技術力を求めるとともに、透明性や公開性を確保すること、区や区民の意見等を十分に反映させることを条件として、従来から採用している「設計・施工分離発注方式」によることを基本とします。

《設計者選定方式》

区が示す設計業務遂行上の条件や課題を理解し、設計に反映することのできる能力を有する設計者を選定する方式として「プロポーザル方式」を採用します。

《施工者選定方式》

施工者選定方式については、施工能力を確保することを前提に、今後、適切な選定方式の採用に向け、さらに検討していきます。

事業計画

《財政計画》

必要床面積を含む諸条件の実現可能性を検証するために示した配置イメージ（参考資料）を参考に、仮設庁舎の活用を前提としないものの中で最も概算事業費が高い約410億円に基づき、財政計画を立てることとします。

< 概算事業費 >

項目	金額
建設工事費	約385億円
解体工事費	約15億円
移転・引越費	約3億円
調査・設計費	約8億円
合計	約410億円

< 財源内訳 >

項目	金額
各種補助金等	未定
庁舎等建設等基金	約210億円
起債	約148億円
一般財源	約52億円
合計	約410億円

事業計画

《事業スケジュール》

2020年度（平成32年度）に着工できるように取り組んでいきます。なお、民間の技術も活用しながら、工期短縮に向けて様々な手法を検討していきます。

2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度	2026年度
H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度

